

会 議 録

事務局 - 総務部税務課税制担当係 電話 03 - 3981 - 1376

附属機関又は会議体の名称		第2回豊島区法定外税検討会議（全体会）
事務局（担当課）		総務部税務課
開催日時		平成15年3月18日（火）午後7時4分～午後7時54分
開催場所		健康プラザとしま7階 多目的ホール
出席者	委員	<p><学識経験者> 中村芳昭（会長）、今井勝人、池上岳彦、山川仁、内山忠明、小林秀樹、野口和俊</p> <p><関係団体選出者> 林康雄、黛雅昭、古澤廣道、小見龍一郎、齊藤春雄、堤良三、織本真一郎、梶田紘利、西田鐵男、佐藤信哉</p> <p><区民代表> 岩原由紀子、佐藤智重、平山平、松浦純子、柳田好史</p> <p><区職員> 小野温代、荒井正典、山木仁、増田良勝</p>
	その他	<幹事> 財政課長、広報課長、税務課長（事務局兼任）、都市計画課長、都市開発課長、住宅課長、交通安全課長
	事務局	税務課長、税務課税制担当係長、税制担当係主査
公開の可否		公開 傍聴人数 24人 報道関係者 5社
非公開・一部公開の場合は、その理由		
会議次第		<p>開 会 議 事</p> <p>1. 部会報告について</p> <p>（1）第一部会（放置自転車等対策税）</p> <p>（2）第二部会（ワンルームマンション税）</p> <p>2. 専門委員会への付託及び今後の日程について</p> <p>3. その他</p>

審 議 経 過

*会議に先立ち、区長より挨拶があった。

開 会

事務局： それではただいまから、第2回目の「全体会」を開催させていただきます。本日の出欠状況でございますけれども、学習院大学の岩田先生におかれましては、今月は長期出張のためご欠席とのことでございます。また、区民代表の斎木様、それから全自連の平野様につきましても所用のため本日はご欠席との連絡をいただいております。

それでは本日に運営につきまして、会長の中村先生、どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長： それでは本日の会議を始めたいと思います。初めに若干申し上げておきますが、このたび「第一部会」および「第二部会」でそれぞれとりまとめが行われたということですので、これからそれを受けて、より専門的な形で検討を進めていくという段階に至ったわけでございます。これまではそれぞれ5回、ほぼ1年にわたって両部会で検討が進められてきたわけですが、その中では公開されたオープンな形で議論が行われてきたということ、それから市民の方はもちろんですがそれぞれの利害関係者の方々がこの場でそれぞれの観点から意見を述べていただいたということ、そこには意見の対立があるのは当然のことですが、それにもかかわらず一応の論点整理ができてまとまった形で報告書が出されたということです。慎重な審議に参加していただいた委員の方々、または傍聴に来ていただいた方々に対しましてお礼を申し上げたいと思います。

さて、これから「専門委員会」で検討が始まるわけですが、当然これは各部会で作られました報告書を元にしまして、あらためて税についての論点を整理いたしまして、その論点について専門的な見地から、こちらに並んでいらっしゃる法律、経済、都市工学等の専門の方々がいらっしゃいますので、先生方同士の議論を通じてより問題を深めて、どうあるべきか、あるいはどうすべきか、ということを考えていきたいと思っております。豊島区のこの会議の設置要綱（参考資料）があるわけですが、これでは（第8条の3で）専門委員会についても原則公開ということでございます。そういう意味では会議自体が極めてオープンな形でございます、ある意味で実験的なところもあるかと思っておりますが、そういう中で議論が行われていくということとを十分皆さんも認識されて、これからも見守っていただきたいと思っております。この専門委員会で一定の方向性を考えていくということになります。その際は、反対意見はもちろんのこと、賛成意見についても、その論拠、あるいはその前提となっている事項について当然中立的・ニュートラルな形で検討の対象にいたします。ですから特定の反対論だけを取り上げて検討するといったことはございません。もちろん賛成論についても同じような検討を行う必要があるわけです。その点は十分ご理解いただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、部会では公正な形で運営がなされてきて一定の論点整理が行われたわけですので、この専門委員会についても同じように慎重に審議をした上で、できるだけ公正な形で皆さんの意見を十分にふまえて議論を進めていきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

1. 部会報告について

会長： それでは、これから議事に入りますけれども、最初に各部会の報告をそれぞれ15分程度で要約してご説明いただくということにしたいと思います。それから、報道カメラの方は5分程度で切り上げていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、第一部会の方からお願いいたします。

(1) 第一部会(放置自転車等対策税)報告

第一部会長： それでは、第一部会のご報告をいたします。皆さまのお手元にも報告書が配付されてございますので、それをお開きいただきたいと思います。

(資料2-1)部会報告の1ページの真中あたりにございますように、第一部会の役割は、「豊島区が提起した『放置自転車等対策税』構想に関して、その背景となる放置自転車問題の現状と政策課題、その対応策、税導入の妥当性、課税の根拠等について学識経験者、区民代表、区内に乗り入れている鉄道事業者、関係団体及び区職員の代表という立場から意見を論ずること」にあったわけでございます。

どういう点について検討したかと申しますと、その1ページの下2行から2ページにかけてでございますけれども、主に四つの点について議論をいたしました。区の放置自転車対策の現状と問題点、改正自転車法における協力義務、対策協議会等をめぐる解釈、税以外の施策に関する検討、課税の目的、対象、税率等の課税根拠、というこの四点につきまして都合4回議論をいたしました。そして部会の最後の第5回目で部会報告について議論をしたということでございます。

2ページ以下の本論部分はその四点の順にずっとどういうことが検討されたかということが記されてございます。

検討の結果でございますが、12ページをお開きいただきたいと思います。

「6.おわりに」というところでございますが、検討の結果「豊島区が放置自転車に対する多額の税金を投入してもなお、深刻な地域問題として検討しなければならない現状にあって、その対策の必要性」については、部会全体として、意見の一致というか確認をされたと考えております。しかしながら、「それらの対策として鉄道事業者に『金銭』という形で負担を求めるための『放置自転車等対策税』導入の妥当性とその内容については、改正自転車法における『協力義務』解釈の相違や、『原因者』としての認識の相違により、全委員の意見の一致を見ることはできなかった。」というのが結論でございます。

それから、全委員の意見はその前のページに戻っていただきますと、10ページでございますが、特に課税に関連して各委員の意見をまとめてございます。最初に「鉄道事業者の要望・反論」が示されてございます。端的に申しまして鉄道事業者は豊島区が構想しているような「放置自転車等対策税」については反対であるということが示されております。それから11ページに入りますと、区民代表委員の意見が三点ほどございます。その三番目でございますが、部会での検討における鉄道事業者の発言を聞いていると「もはや課税という選択もやむを得ない」かもしれないというのが区民代表委員のご意見でございました。

それから、三番目は自転車活用関係委員のご意見でございますが、こちら
も鉄道事業者の方の考え方とは違いまして、最初にありますように、「豊島区
の新税構想は現行自転車法の範囲を逸脱しているとはいえない。」と示されて
ございます。

四番目は、関係団体選出委員の意見でございますけれども、これも結論的
に申しますと、細かな点ではいろいろ異論があるけれども豊島区の構想に「全
面的に指示できる。」ということでございました。

なお、各委員の意見につきましては部会の 5 回目の資料の中に意見書とし
て示されておりますので、詳細はそちらをご覧くださいと思います。報
告書の本文の中には私の方でそれを要約したものを載せてございます。

そういうわけで、豊島区が考えているような「放置自転車等対策税」につ
きまして、部会としてそれが良いとか悪いとかにつきましてはの意見はまとま
らなかったわけでございますが、この「部会報告」の諸所に記しましたよう
に、「なお専門委員会で詳細な検討を」すべき点が示されておりますので、そ
ういうことも含めまして、今後専門委員会で検討をさせていただきたいと考
えております。

なお、部会報告の 12 ページの下の部分でございますが、そこに示しました
ように、地方公共団体が法定外税を新設もしくは変更しようとする場合、地
方税法の規定や総務省の通知等、詳細に検討しなければいけないことは言う
までもありませんが、第一部会においてはそういう点の検討につきましては
行いませんでした。そういう観点からの検討は専門委員会で言うべきであろ
うと考えておりますので、補足的に申し上げておきます。

第一部会の報告は以上でございます。

会長： はい、どうもありがとうございました。続きまして、第二部会の方からの
説明をお願いいたします。

(2) 第二部会 (ワンルームマンション税) 報告

第二部会長： はい、第二部会の報告 (資料 2 - 2) も配られているかと存じますの
で、そちらをご覧くださいと思います。

第二部会は、豊島区が提起されました「ワンルームマンション税」、この定
義は「地階を除く階数が 3 以上であって、1 戸あたりの床面積が 25 m²以下、
住戸数が 15 戸以上かつ総戸数の三分の一以上」である「中高層集合住宅」に
対しまして、建築時に 1 戸あたり 50 万円の税をかけるという構想でございま
す。これにつきましては、学識経験者それから区民、ワンルームマンションの
関係の事業者、それから区職員の代表という方々が集まりまして、検討を加
えてきたわけでございます。ここで私が部会長としての検討の手順としてま
ず、「住宅政策」の問題でございますので、第 1 に「何をめざすのか」という
点、第 2 に「問題はどこにあるのか」ということ、それから第 3 として「ど
のような施策が適切か」というこの三つの点を順番で検討していこうとい
うことを提起したわけでございます。

部会報告の 2 ページ以降を簡単にまとめさせていただきますと、2 番と書い
てありますのがいわゆる住宅政策ということでございます。豊島区の住宅政
策の基本は、住宅基本条例というものに基づいて「住宅マスタープラン」と
いうものが定められておりまして、これに従って行われるわけでございます
けれども、その中の一つの柱として「ファミリー世帯の定住支援」、つまりフ

ファミリー世帯の増大と定住促進というものがあるわけがございます。これが区の重要な政策課題であることについては異論はないところでございます。これは住宅だけの問題ではなく、保育・学校施設の問題ですとか治安の問題でありますとか、さまざまな政策と組み合わせていかなければ全体としての政策にならないだろうということも指摘がございまして、これも確認されていることかと思えます。

それから住宅政策自体といたしまして、「住宅ストックのバランスを是正する」というのが区から提起された問題でございまして、これにつきまして、ファミリー世帯を増やすと同時に、単身世帯用住宅としてしか使用できないと思われるいわゆるワンルームマンションの新築を抑制しようとしてこの「ワンルームマンション税」が構想されたわけでございますが、これについては報告の2ページから3ページに書いてありますように意見がいろいろと分かれております。第一の立場は、「25㎡を超える住戸であれば2人以上でも住めるので、25㎡以下の住戸を抑制しようとする区の方針は支持できる。」という点、しかし、第二点としまして「25㎡では不十分であって、もっと広いところも含めて抑制すべきである。」という意見、第三の意見は、広さの問題ももちろんあるんですけども、単身世帯の場合の住民登録の現状、それからゴミ出しのマナーでありますとか地域活動への参加等、そういった地域的な問題がある、という面からワンルームがこれ以上増えることを抑制すべきであるというご意見です。第四点目は、豊島区の地理的条件からみて、単身世帯用住宅が増えるのは市場の需給バランスの当然の結果であり、むしろ抑制すべきではない、ということで、むしろ25㎡というのは単身世帯として狭いとは言えないので、何も公共部門が介入する必要はないという意見でございまして、このようにいろいろ意見が分かれたというところでございまして、部会としては全体の意見をまとめるところまでは行かなかったというのが一つのまとめでございまして。

次に、「税以外の施策に関する検討」を行いまして、まず「ファミリー世帯を誘導する施策」ということで、豊島区はいろいろな政策をやってきているということがまず検討されたんですけども、残念ながら報告書の3～4ページにかけてなんですが、豊島区の財政事情も他区と同様に悪化しておりまして、事業を行っていくのが苦しい状況であるということが確認されておりまして、これに対して、もちろんそういう事業を進めていくには他の経費を削るか、あるいは新たな財源を確保するということが必要になってくるわけでございますが、そういうことが必要であるということは確認されているんですが、ただしその前提といたしまして土地問題、つまり豊島区内そういう事業を促進する受け皿となるような土地が果たして確保できるのか、ということについての疑問も出されまして、その辺の検討も必要なのではないかということがここでは確認されております。

それから、いわゆる「都市計画」的な施策としてよく使われます「規制的な政策手段」についていろいろ検討がなされております。つまりワンルームマンションを抑制するということを考えた場合に、「都市計画法に基づく建築物の用途規制」というものがあります。しかしこれはワンルームを規制するためには使えないだろうということが確認されましたし、その他にも都市計画法に基づく「地区計画」でありますとか、あるいは豊島区が独自にワンルームマンションの建築を規制する強制力を持った条例をつくるか、あるいは現在豊島区にあります「中高層集合住宅建築指導要綱」というものですが、これを改正して25㎡以下のワンルームマンションに規制をかける

かということにつきましても、なかなかこれは実効性を伴わないのではないかと、あるいは「開発協力金」の支払いを求めるとか、「住宅付置指導」を行いファミリータイプも付いた住宅をつくるように指導するという点についても検討を行ったのですが、なかなか実効性については難しいのではないかという意見が出されたかと思えます。そのようにここではまとめさせていただいております。

その後、部会として「課税案についての検討」を行ったわけでございます。それが5ページの最後から6ページ以下でございまして、ここで一番大きな論点となりましたのは「課税の根拠」ということでございます。これが6~7ページにかけて五論点ごとにまとめてございまして、ここでも意見が対立したわけでございます。

第一点の問題は、課税の目的として1戸あたり25㎡以下のワンルームマンションの新築を抑制するという点につきましても、まず賛成意見としては「狭小な住宅を一度に多数作る行為としてのワンルームマンション建築を抑制したい、その原因者に金銭的負担を課すことによって抑制したい、については、ワンルームマンションの建築主がその原因者に該当する。」ということでございますが、これは主として区側の意見でございます。

それから、ワンルーム分譲マンションの所有者（買い主）は通常の場合、利殖を目的として購入されるわけでございまして、自らは現地に居住しないで、管理を管理会社に任せている形になっているんですが、この点でいわゆる地域的なゴミ出しの問題ですとか、自転車放置等について引き起こすと、あるいは発生しているもので、その原因をもたらず建築主に課税すべきである、との意見も出されました。

他方、反対意見としまして、住宅ストックの分布は基本的には市場の需給バランスで決まるものであり、むしろワンルームマンションが建築されるというのは土地の有効利用であるという意見が出されてございまして、課税を行うべきではないとの意見も出された。これらが第一の論点でございます。

それから第二の論点は、ファミリー世帯誘導策の財源を求めたいということで、「財源を調達するための法定外目的税としてワンルームマンション税を設けたい」という意見なんですけれども、これにつきましては先ほど申し上げましたけれども、土地問題として、もともとファミリーマンションに適した土地が豊島区内に探すというのはなかなか困難ではないかという見地からの意見で、「ワンルームマンションにいくら課税してもファミリーマンションが増えるということは難しいのでは」ということに基づいて課税は適当ではない、との意見が出されたわけでございまして、これが第二の論点でございます。

三番目は、法定外目的税という形で、ワンルームマンションに課税する場合、「目的税の場合、通常は誘導策つまりファミリーマンションをつくる誘導策の対象と、その財源を求める調達先というのが一致しているものではないか。」という意見が出されまして、今回の税構想の場合それがちょっとずれていると。「ワンルームマンションからお金を取って、それをファミリーマンションに充てる」ということにずれがあるわけでございまして、この辺についてもう少し詳しく検討すべきであるという意見が出されました。これが三番目の論点でございます。

それから四番目は、一般の区民の方と、ワンルームマンションの持ち主あるいは借り主の方々の負担のアンバランス、つまり不均衡があるのではな

いかという問題でございまして、先ほども少し申し上げましたが住民登録を行っている、行っていないという問題があって、行っていない人は区民税も納めていないという問題が当然出てくるわけでございますし、それから東京都の特別区、つまり豊島区においても固定資産税を直接徴収していないわけでございます、これは都が徴収しているわけでございますが、都が徴収しているということは、豊島区として例えば一般の市町村においては可能な「超過課税」という政策手段がとれないという問題がございまして、その代わりといたしますか超過課税がとれない分として、「ワンルームマンションの持ち主に負担を求める」という意味で、そのかわりに建築主に税をかけてそれが持ち主（買い主）の方に「転嫁」されていくだろう、という考え方をとればいいのではないかという意見も出されたわけでございます。これが四番目の論点でございます。

それから五番目は、固定資産税における住宅用地に対する政策的な優遇措置があるんですけども、豊島区の場合はそれを優遇措置を適用しないという考え方、独自の政策をとることが認められるのではないかという論点が出されまして、つまり住宅をめぐる優遇政策が全国一律である必要はないのではないか、ということから、独自色を出すための課税としてワンルームマンションに課税を行うことも有り得るのではないかということが出されたわけでございます。これが五番目の論点でございます。

こういったところから、地方公共団体における課税自主権というものを政策目的で活用すること自体につきましては、7ページの終わりから8ページにかけて書いてありますように、政策目的として法定外税を課すことについては認められている考え方であるということと申しますが、この「ワンルームマンション税」につきましても、もし豊島区がその創設をめざすとすれば、政策目的の妥当性ととも、法定外税としての課税の根拠というものをより明確に打ち出すべきである、ということで、論点自体はいろいろ意見の対立はございますけれども、課税根拠を明確に出すということについては、今後の専門委員会の検討に委ねたいということでございます。

それから、「国の同意要件との関係」がございまして。これは8ページから9ページに書いてありますけれども、これにつきましてもいろいろ意見がございました。特に問題となりますのが、「国の経済施策」としてのつまり「住宅政策」ですね、住宅政策との整合性というものが問題になるかと思いますが、これにつきましてもいろいろ意見が出ましたけれども、この三点の同意要件、それからいわゆる「課税の公平・中立・簡素」という課税の一般原則との整合性、それから総務省が出しております「留意事項」というものございまして、こういったものとの検討はそれぞれ専門委員会で詳しく検討すべきであるということに部会としては意見がまとまっております。そういったものが8ページから9ページにかけて書かれております。

「課税の対象」につきましてもいろいろございまして、これにつきましても第一の意見としましては、「1戸当たり25平方メートル以下」というものが良いのかどうか、むしろこれをもっと広いところまで含めて課税すべきであるということが一つの意見としてございました。それからもう一つの意見といたしまして、いわゆるワンルームマンションだけではなく、「木造アパートも含めて、15戸未満の集合住宅にも課税しなければ不公平である」との意見も出たわけでございます。この点も現在豊島区が進めております木造アパート建て替え促進策等との関係等をふまえて、そういったものとの整合

性もふまえつつ、さらに検討しなければいけないだろうということがここで出されたわけでございます。

それから「税率」として1戸当たり50万円という構想が出されているわけですが、これについて事業者の委員からは、1戸当たり50万円の課税を行えば建築主である事業者の利益がなくなる、あるいは非常に小さくなるということ、過大な建築抑制効果が見込まれて、建たなくなってしまうということになると、そのために税収が上がらずにファミリー世帯誘導策のための肝心の「目的税」としての財源は生まれられないではないかというご意見もございました。これにつきましてはもちろん「抑制ができればいいんだ。」というご意見もあったわけですが、そういったことも当然、検討しなければいけないと。逆に、税収を上げてファミリーマンションの促進策というものに充てるんだということになれば、建設抑制効果があまり過大にならず、しかも税収が上がるといような税率を設定しなければいけないですけれども、そういったことについても考えなければならぬという論点と、それから、既存の税であります「固定資産税」の制限税率とのバランスを考慮しなければ加重になってしまうおそれもあるのではないかと、といったところも、今後の検討課題になるであろうというのがここで問題提起されております。

以上のようなことをふまえて、最後に11ページに結論として書いてありますけれども、豊島区が安心して定住できるまちとして発展すべきこと及び区における住宅ストックのバランスが現在のところ異常な状態であって、その対策が求められることにつきましては意見の一致があったわけでございます。それから、ワンルームマンション関係者と一般区民との間に社会的な、あるいは税負担上の問題があることも指摘されたんですが、その対策として単身世帯用住宅の抑制をしつつファミリー世帯の誘導策を進める必要性と、その施策として税を導入する妥当性とその内容については、全委員の認識、それから主張が一致するには至らなかったということでございます。今後、専門委員会で検討するにあたっては、豊島区においてファミリー世帯用住宅の土地を確保できる可能性でありますとか、政策税制として単身世帯用住宅の建築に課税すると仮定した場合の課税の対象、それから想定される担税者と負担の程度、目的税としての性格といったものをそれぞれさらに検討していかなければならないのではないかと、ということを確認して、部会報告をまとめさせていただいております。

以上でございます。

会長： どうもありがとうございました。

2. 専門委員会への付託及び今後の日程について

会長： 今回の両部会からの報告書の提出と、それから説明を受けまして、この後両部会の報告をふまえて専門委員会へ「付託」ということになります。このことをまずここでご確認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同了承)

それでは、確認されたということを前提といたしまして、事務局の方から今後の専門委員会の日程等についてご説明をお願いいたします。

事務局： それでは、お手元の資料の2 - 3というものに今後の日程案が示されてお

ります。本日の3月18日の全体会をふまえて、専門委員会での詳細な検討に移るわけでございますが、4月以降は月2回のペースで専門委員会の予定が示されております。ただこれは現時点でのあくまでも予定でございます。なかなかお忙しい先生方のご都合によってはこのとおり進むかどうか、またこれだけの回数で足りるのかどうかということにつきましても、現時点では何とも言えない状況でございます。今後の進み具合によるかと思われれます。ただ、開催にあたりましては、全委員の皆さまには予めいただいた1週間前には何日に開催されますというご連絡を差し上げようと思っております。また、開催された後には、そこでの「会議録」、それと「資料」が出された場合にはその資料もお送りさせていただく予定でございます。なお、運営の方針につきましては専門委員会の先生方で協議していただきまして、運営の手順等を今後決めていただくということになっております。そういったことでお含みいただいて、概ねこの日程案はどちらかといえば事務局の「希望」というところでございますが、7~8月をめぐりに一応の検討を終えていただいて、9月頃には専門委員会からの「報告書案」というものができるような、そんな希望をもっております。一応このような進め方でご提案させていただきます。

以上でございます。

会長： ただいまの今後の日程につきまして、何かご質問やご意見がございましたらいただきたいと思っております。

こういう取扱いでよろしいでしょうか。

(一同了承)

それでは、詳細につきましてはこれから専門委員会の方で日程等も含めて検討したいと思っておりますが、そこで問題になりますのは、それぞれの部会で皆さんには意見を述べていただいたわけですが、場合によっては後で意見がもれているとか、あるいはさらにこの部分については是非追加して意見を述べたいという場合もあるかも知れません。そういった場合についてはできるだけ専門委員会でも取り入れて公正に運営していきたいと思っております。

しかしながら、事務局からもございましたが、会議の日程等は示されておりますが必ずしもはっきりいたしません。どういう形で運営するかを検討する必要があります。そういう意味で難しいのは、その日に会議があるのにいきなり意見等を出されても委員としても十分検討する余地がないわけですし、そういう形ではなかなか対応できませんので、あまり直前に遅く出されても取り上げにくいということがございます。いずれにいたしましてもできるだけ取り上げさせていただく方向で考えさせていただきます。ですからなるべく早く意見を出していただくような形でお願いすることになると思っておりますので、よろしく申し上げます。

それからもう一つは、先ほど冒頭でお話しましたように、この専門委員会自体も原則に従い公開で行いたいと考えております。その点を十分にご理解いただきまして、委員が自由に専門的な意見を述べるような形になるよう皆さまも見守っていただきたいと思っております。特定の委員に圧力をかけるとか、そういったことがありますと会議自体がうまく進まないということになりますので、是非その辺について、傍聴は自由でございますので、皆さまの方でも意をお汲みいただきたいと思っております。

以上ですが、皆さんの方で何かございますでしょうか。

委員： 専門委員会のメンバー構成は。

会長： 名簿があると思いますが。

事務局： 本日の「参考資料」というところにございますけれども、いわゆる「学識経験者」の8名の先生方で構成されます。

会長： よろしいでしょうか。他にどなたか。

委員： これから専門委員会ということになりますけれども、最後に、これは意見といたしますか参考にしていただきたいといたしますか、全体の流れの中でちょっとご留意いただきたいのは、この1年間というか去年、豊島区の方で入札で土地を売られていると思うんですね。去年の3月頃だと思いますが、これが現実に今そこにワンルームマンションが建っています。通常、こういう構想があれば、当然その段階で入札を行う場合、一応「しぼり」を決めて「ワンルームはだめですよ」という中でされるのが当然だと思うんですよ。それが現実にそこにはワンルームとして竣工しております。こういうこともふまえて豊島区の姿勢をあらためて聞きたいと思います。

会長： 今のご意見はご意見として伺っておきたいと思います。これは専門委員会の中でその点も含めてまた実態等を聞いていきたいと思います。ここではそれについてやりとりをするということはありませんが、記録に留めることにしたいと思います。

他に何かございますか。

委員： 意見もれ、または追加意見があれば早く出してほしいということですが、専門委員会の方から見ればあまりだらだらと後で出てこられても困るでしょうから、ある程度月を切ってはいかがでしょうか。そうしないと専門委員会で話がどんどん進んでいる最中、あるいはその話が済んでしまった後にまた意見を出されても戻るような形になってしまうでしょうし、どこかで「ここまで意見等を出してください」というように切った方が進めやすいんじゃないでしょうか。待っているときりがないと、私はそう思います。

会長： 先ほど申し上げましたように、そもそもどういう日程でどういう形で検討を進めるか、まだ十分に固まっておりません。今の点も含めましてそういったことも考えていきたいと思います。

他にご意見等はございますか。

委員： 専門委員会の方々のご判断というかご意見は、税金はこれなら見込めると、それによってファミリーの誘致がその税金によって可能だと見極めたときにこれは妥当だと言われるのか、それともワンルームがこういう課税によって建てられないだろうというのが意見の中でまとめられるのか、この辺の見解が非常にファジーなものですから、どちらにウェイトを置かれるのか、ご意見をまとめるときに、確かに税金が上がってファミリー誘致としては非常にメリットがあるというような方向性が見られたときに初めて課税は妥当だと見られるのか、その辺の見解をちょっと最後にお聞かせいただきたいのですが。

会長： これは何と言いますか、先ほど申し上げましたように専門委員会もどちらかの側に立って意見を述べるということを考えているわけではありませんので、それぞれ出された意見の論拠をきちんとまず検討する、その上で、どういう形でどんな可能性があるのかということを考える必要があると思います。ですから、「反対意見だから」あるいは「賛成意見だから」即それを前提に検討するというのでは必ずしもないということをおし上げておきます。それから、賛成意見であれ反対意見であれ、それぞれ論拠をきちんと検討した上でその結果に基づいて、どういうことが言えてどういうことが言えないの

かということを中心にきちんと詰めた上で議論せざるを得ないと思います。ですからここで結論ということを書えといわれても難しいということでございます。

委員： いえ、結論ということではなくて、「方向性」として、専門委員会としてはこの税は妥当であるのかどうなのか検討されるわけですね。

会長： そうですね。

委員： その場合、妥当かどうかの根拠はどこに求められるのかということだけはお聞かせいただきたいのですが。

会長： それはですから、今まで出された論点をつぶして行って。

委員： (ワンルームマンション税は)いびつな住宅ストックを是正するための税制と私は聞いておるんですが。

会長： 専門委員会の中でも多分意見が違ってしまうでしょうし、それは議論してみないと方向性は出ないと思います。それは歩み寄るかどうかも今の段階では何とも言えないということではないでしょうか。

委員： 我々は当然(判断を)委ねるわけですから、効果があると専門委員会で見られた場合は課税されるでしょう。効果がないと見られた場合はこれは妥当ではないと、その辺の委員会の意見の分岐点というものは当然あると思うんですが。

会長： ですからもう少し検討してみないとその分岐点も判断はできないのではないのでしょうか。

委員： その判断をしていただくために、妥当かどうか、効果があるかどうかということは論議いただいて、これはどうも効果がないと専門委員会の方々が思われたら、やっぱり妥当性がないという結果になるのではないのでしょうか。

会長： 予断を持たばそうだと思います。二つのどちらかだという前提でやれば、そういう議論はできると思います。しかしそうではない形でここでは議論してみようということが先ほどからのお話ですので、意見がまとまるかどうかははっきりしないことですから、特に先生方もみな専門が違うわけですから、どういう形で意見を集約できるのかできないのか、そういう点もふまえて、ここで今おっしゃったことに何か言えというのは難しいと思います。

委員： わかりました。

会長： 他にございますか。

委員： 先ほど、意見を出すときに期限を切るというお話のご提案がございましたけれども、当然、専門委員会が開かれる何日か前に出してくださいと、そういった意味の資料提出といいますか追加意見の期限というのが有るのかもしませんが、基本的には専門委員会の議論の展開によって、例えば鉄道事業者とすれば主張が足らなかった部分があるので出すといった部分もありますので、一概に例えば7月まで委員会があるので5月が締切りとかを言われても困ると思いますので、先生方の議論をふまえて、少し足らなかったなということを出すこともあるということですので、何といいますかその日に突然出すといった非常識なことはするつもりはございませんので、よろしく願いしたいと思います。

会長： できるだけそういうご意見等を吸い上げて検討するということは基本的な原則にしたいと思います。ただ先ほど申し上げましたように、間に合わないというような場合はどうしても混乱してしまいますので、そういう意味で今お話ししましたとおり原則は取り上げていくということをご了承いただきたいと思います。どうしても処理できない場合はやむを得ないということにした

いと思いますが、いかがでしょうか。

委員： はい、わかりました。

会長： 他にどなたかご意見あるいはご要望等、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。では、今確認されたようなことでこれから専門委員会の検討に移っていきたいと思います。皆さん方にもそれぞれご案内と資料はお送りするという事ですので、専門委員会の内容等についてはそれぞれ把握できるような仕組みを考えておりますので、その点は十分ご理解いただきまして、今後ともご協力いただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

事務局： それでは、少し時間は早いのですが、これで終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

<p>会 議 の 結 果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各5回にわたり検討してきた「第一部会」及び「第二部会」よりそれぞれ検討結果をまとめた「部会報告」を受け、今後は4月から開催される学識経験委員による「専門委員会」に検討の場を移されることとなった。専門委員会では当面、月2回を目途に検討を進めていく予定であるが、運営等の詳細については今後の話し合いの中で順次決定していくこととなった。 <p><委員の欠席> 岩田規久男、斎木勝好、平野和範</p> <p><次回日程> 第1回専門委員会 (仮)平成15年4月8日(火) (詳細は未定)</p>
<p>提出された資料等</p>	<p>資料2 - 1 豊島区法定外税検討会議第一部会報告 (放置自転車等対策税)</p> <p>資料2 - 2 豊島区法定外税検討会議第二部会報告 (ワンルームマンション税)</p> <p>資料2 - 3 検討会議日程(案)</p> <p>参考資料 豊島区法定外税検討会議設置要綱 (平成14年5月17日第一回全体会配付資料)</p> <p>参考資料 検討会議構成イメージ (平成14年5月17日第一回全体会配付資料)</p> <p>参考資料 検討会議部会別委員名簿・幹事名簿 (平成15年3月現在)</p>
<p>そ の 他</p>	